

独立行政法人評価制度委員会名で処理する事務の評価部会への付託について**平成 27 年 4 月 9 日****平成 27 年 8 月 5 日改正****独立行政法人評価制度委員会決定**

独立行政法人評価制度委員会令（平成 27 年政令第 96 号）第 1 条第 6 項の規定に基づき、評価部会の議決をもって独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

- 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項の規定による中期目標の変更又は第 35 条の 4 第 3 項の規定による中長期目標の変更に関し、主務大臣に意見を述べること。ただし、主務大臣が委員会の議決を求めた場合は、この限りではない。
- 2 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）に基づく、独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率についての主務大臣の通知に対し、意見を述べること。